

固定資産証明の交付申請に係る必要書類一覧

●申請に必要な書類

- ・申請書
- ・窓口に来た方の本人確認のできる身分証明書（免許証、健康保険証等）
- ・下表のいずれか 身分証明書以外に必要な書類

申請者	身分証明書以外に必要な書類
本人（納税義務者） 又は同一世帯の親族 又は納税管理人	必要な書類はありません。 ※同一世帯の親族とは、住民票が同一である親族のことを指します。 住所が同一の場合でも世帯分離をしている場合は <u>委任状が必要</u> です。
個人（納税義務者）の代理人	・委任状
法人（納税義務者）の代理人	①法人の代表者が申請する場合 ・代表者であることが確認できる書類（商業登記簿）又は法人の代表者印の持参
	②法人の代表者以外が申請する場合 ・委任状（法人の代表者印が押印されたもの）
相続人	・被相続人が亡くなっていることがわかる書類（住民票の除票など） ・相続人と被相続人（所有者）の関係がわかる書類（戸籍謄本等）
公正証書遺言執行者 包括受遺者	・遺言公正証書
成年後見人	・法務局が発行した登記事項証明書 ※後見監督人の記載があると監督人の同意が必要な場合があります。
補佐人・補助人	・法務局が発行した登記事項証明書 ※「代理権の範囲」に証明書の請求の記載がある場合に限ります。
破産管財人・保全管理人	・選任したことを証する裁判所発行の書類
清算人	・清算人を登記してある商業登記簿謄本
賦課期日以後の所有者	・現在の所有者であることがわかる登記簿謄本又は売買契約書等

宅地建物取引業者	<ul style="list-style-type: none"> ・社員証 ・特約事項に証明書の取得を委任する旨の記載がある媒介契約書 <p>※書面に記載のある不動産のみ、証明書を取得できます。 ※有効期限が切れた契約書では、交付申請の受付はできません。</p>
訴訟など申立人	<p>訴状又は申立書など <u>別表参照</u></p> <p>注) 評価証明書のみ取得可能です。</p>
弁護士及び司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・全国統一様式の申請書（職印の押印、地番、地積、所有者の記載が必要です。） <p>注) 評価証明書のみ取得可能です。 ※係争相手の目的物（訴訟物）に限ります。</p>
税理士	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法第30条の規定に基づく届出書
競落人	<ul style="list-style-type: none"> ・代金納付期限通知書 <p>注) 評価証明書のみ取得可能です。</p>
任意競売の申立人 (担保権を有する債権者の申立)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産競売申立書 ・抵当権の登記がされている登記事項証明書又は担保権の存在を証する確定判決、公正証書の謄本など <p>注) 公課証明書及び評価証明書が取得可能です</p>
強制競売の申立人 (債務名義を有する債権者の申立)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産競売申立書 ・執行力のある債務名義の正本 <p>注) 公課証明書及び評価証明書が取得可能です。</p>
借地借家人など	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借人及び賃貸物件が記載されている賃貸借契約書 <p>注) 公課証明書及び評価証明書のみ取得可能です。 ※転借人は、転貸借契約書及び所有者と賃貸借人の契約書をお持ち下さい。</p>
不動産鑑定士	<ul style="list-style-type: none"> ・評価命令又は再評価命令
登記所が発行した「固定資産証明交付依頼書」を持参した登記申請人	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産証明交付依頼書

別表

申立人の種類	必要な申立書
民事訴訟当事者	・訴状、訴訟委任状
借地非訴申立人	・借地非訴事件申立書及び証拠書類（借地契約書等）
調停申立人	・調停申立書及び証拠書類（借地契約書等）
仮差押申立人	・仮差押申立書及び証拠書類（売買契約書等）
仮処分申立人	・仮処分申立書及び証拠書類（売買契約書等）